

Zentokkyo Monthly Report 2021年6月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p><u>第9回定時総会</u> 日 時：6/9（水） 14:30～15:30 於：パレスホテル東京及びYou Tubeによるオンライン 出席者：192名（委任状の者を含む） 内 容：①2020年度事業報告書及びその付属明細書承認の件 ②2020年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書承認の件 ③定款改正の件 ④理事の交代による選任の件 ⑤2021年度事業計画及び収支予算について ⑥新型コロナウイルス感染対応マニュアルについて</p> <p><u>講演会</u> 日 時：6/9（水） 15:45～17:15 於：パレスホテル東京及びYou Tubeによるオンライン 内 容：一流の習慣術 マイナス思考もプラス思考で、自分自身の気持ちを高めましょう！ 講 師：奥村 幸治氏（NPO法人ベースボールスピリッツ 理事長 宝塚ボーイズ 監督）</p> <p><u>第33回調査研究委員会</u> 日 時：6/22（火） 15:00～16:30 於：東京・鉄鋼会館会議室及びZoomによるオンライン 出席者：7名 内 容：①特殊鋼流通統計調査の集計推移について ②第97回(1-3月)景況アンケート調査報告について ③第98回(4-6月)景況アンケートの設問について ④2021年度事業計画及び予算について ⑤次回委員会日程について</p> <p><u>人材育成委員会/WEB研修講座 WG/第3回販売技士教材検討打合せ</u> 日 時：6/28（月） 15:00～16:00 於：Zoomによるオンライン会議 出席者：4名 内 容：販売技士3級のPPTデータ見直しについて</p>
東京支部	<p><u>第9回東京支部定時総会</u> 日 時：6/15（火） 18:00～18:40 於：鉄鋼会館701号室 出席者：26名（承認社数：56社） 内 容：①2020年度事業報告書（案）について ②2020年度収支決算書（案）について ③2020年度監査報告書について ④2021年度事業計画書（案）について ⑤2021年度収支予算書（案）について ⑥2021年度東京支部役員（案）について</p> <p><u>講演会</u> 日 時：6/23（水） 17:00～18:00 於：鉄鋼会館704号室及びZoomによるオンライン 出席者：28名 内 容：AIが創り出す今後30年の世界 講 師：中山 五輪男氏（富士通㈱常務理事主席エバンジェリスト兼エバンジェリスト推進室長）</p>
大阪支部	<p><u>第9回大阪支部定時総会</u> 日 時：6/15（火） 新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、書面審議（承認社数：68社） 内 容：①2020年度事業報告 ②2020年度収支決算 ③2021年度事業計画（案） ④2021年度収支予算（案） ⑤会員の異動</p>
名古屋支部	<p><u>第9回名古屋支部定時総会</u> 日 時：6/10（木） 16:30～ 於：Zoomによるオンライン 出席者：40名（承認社数：55社）</p>

	<p>内 容：①2020 年度事業並びに決算報告 ②監査報告 ③2021 年度事業計画並びに収支予算案</p> <p><u>講演会</u> 日 時：6/10（木） 17:15～ 於：Zoom によるオンライン 内 容：人間力を上げるには ～発想力を豊かに～（松下 賢次氏）</p>
東北支部	<p><u>2021 年東北支部定時総会</u> 日 時：6/17（木） 13:00～14:00 於：大同 DMS 書面審議（承認社数：23 社） 内 容：①2020 年度事業報告 ②2020 年度決算報告監査報告書 ③2021 年度事業計画（案） ④2021 年度収支予算（案） ⑤会員の異動 ⑥会員名簿代表者名の変更 代表者の更新（4 社）</p>
北関東支部	<p><u>2021 年度北関東支部定時総会</u> 日 時：6/24（木） 14:00～ 於：足利地場産センター及び Zoom によるオンライン 出席者：11 名（承認社数：25 社） 内 容：①2020 年度事業報告に関する件 ②2020 年度会計報告に関する件 ③2020 年度会計監査報告に関する件 ④2021 年度事業計画（案）に関する件 ⑤2021 年度予算（案）に関する件</p>
静岡支部	特になし
中国支部	<p><u>第 6 回中国支部定時総会</u> 日 時：6/29（火） 新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、書面審議（承認社数：16 社） 内 容：①2020 年度事業報告 ②2020 年度収支決算 ③2021 年度事業計画（案） ④2021 年度収支予算（案） ⑤会員の異動</p>
九州支部	<p><u>2021 年度九州支部報告会</u> 日 時：6/11（金） 書面報告 報告社数：27 社 内 容：①2020 年活動報告 ②2021 年役員&担当事業報告</p> <p><u>九州ステンレス流通協会との役員交流会</u> 日 時：6/17（木） 16:00～17:00 於：Zoom によるオンライン 出席者：10 名</p>
青年部会	<p><u>第 9 回青年部会定時総会</u> 日 時：6/18（金） 於：東京・鉄鋼会館 書面審議（承認投票 27 名） 内 容：①第 1 号議案 2020 年度事業報告(案)及び収支報告(案)承認の件 ②第 2 号議案 2021 年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件 ③第 3 号議案 運営委員の選任(案)承認の件</p> <p><u>第 23 回運営委員会</u> 日 時：6/18（金） 於：東京・鉄鋼会館 書面審議（承認投票 17 名） 内 容：審議事項 部会長・副部会長選任について</p>

【事務局だより】

1. 経済産業省総務課より【周知依頼】

①職場における積極的な検査等の実施手順について

令和 3 年 5 月 28 日の新型コロナウイルス政府対策本部において、改訂された基本的対処方針において、「政府はクラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、(略)職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に P C R 検査等を行政検査として実施する」とされたところです。これを踏まえ、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施する際の実施手順を別添のとおり取りまとめられましたので、別添の実施手順を参考にしつつ、積極的な取組がなされるよう検査等にご協力お願いいたします。（なお、別添の実施手順における「初動対応における接触者」の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対する P C R 検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等については改めてご連絡します。）特に、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）や、寮・宿日直等従業員同士が寝食等の場を共有する場で生活する環境など、従業員同士等の濃厚接触が生じや

すい環境にあり、これまでのクラスターの発生状況等を踏まえ、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、積極的に検査が実施されるようにご協力いただけますと幸いです。

添付資料

【別添】職場における積極的な検査等の実施手順

参考資料

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針令和2年3月28日（令和3年5月28日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210528.pdf

②-1 オフィス、コールセンター、製造工場等における積極的な検査等の実施のお願い（1通目）

先日、当省関係団体の皆様に向けて、積極的な検査等の重点的な取組を実施いただくため、「職場における積極的な検査等の実施手順（別添1）」を周知させていただきました。ご検討・ご対応いただいている企業・団体等の皆様には、重ねて御礼申し上げます。これまでに内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が行った調（別添2）によれば、オフィス、コールセンター、製造工場等の中には、クラスターが発生しているところもあるとのこと。また、これに関連して、6月3日に開催された「在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化に関する関係省庁会合（別添3）」でも、在留外国人が働く職場や寮の中にも、クラスターが発生しているところがあるとされているところです。

このため、オフィス、コールセンター、製造工場等の職場においては、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促していただくとともに、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、迅速かつ機動的にPCR検査等を行っていただけますと幸いです。

②-2 オフィス、コールセンター、製造工場等における積極的な検査等の実施のお願い（2通目）

先ほどお送りいたしました、「【周知依頼】オフィス、コールセンター、製造工場等における積極的な検査等の実施のお願い」の2通目でございます。添付資料として、【別添2】ニュース検索による業態別の集団発生の状況をお送りさせていただきます。

②-3 オフィス、コールセンター、製造工場等における積極的な検査等の実施のお願い（3通目）

記、「【周知依頼】オフィス、コールセンター、製造工場等における積極的な検査等の実施のお願い」の3通目でございます。添付資料として、【別添3】在留外国人に係る新型コロナウイルス感染予防のための支援策の強化に関する関係省庁会合資料（抜粋）をお送りいたします。

③出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

出勤者数の抑制については、これまでも皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、会員企業様への呼びかけをお願いさせていただいているところですが、6月17日に開催された第69回新型コロナウイルス感染症対策本部での決定などを踏まえ、改めて会員企業への呼びかけをお願いさせていただきます。

6月17日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）について、6月20日をもって北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県が除外され、7月11日までを期間として沖縄県のみとされました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）について、6月21日から7月11日までを期間として、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加されるとともに、埼玉県、千葉県及び神奈川県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が7月11日まで延長されました。

新規陽性者数については、感染拡大が見られていた多くの地域で減少傾向となっている一方で、沖縄県では依然としてステージⅣ相当の非常に高い水準にあります。また、人流の増加が見られ、新規陽性者数の減少速度が鈍化する地域もあり、そうした地域では、今後リバウンドが懸念されているところです。加えて、従来より感染力が強いデルタ株など変異株の拡大も想定される中、リバウンドを起ささないよう、引き続き、平日の日中の人流抑制が重要となっております。

つきましては、以下の内容について、会員企業様へのご周知をお願いいたします。

記

1. 緊急事態措置区域について、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年6月17日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていること。
2. 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）について、基本的対処方針にて「職場への出勤等については、引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていること。
3. 重点措置区域について、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とされていること。
4. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域についても、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推奨していること。
5. 既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的

な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。

経済産業省 HP:<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

また、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

- IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

- IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

- 国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（略）

（3）まん延防止

（4）職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

- ②（略）経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

（略）

- 8）緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① （略）

- ・ 職場への出勤等については、引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

- 9）重点措置区域における取組等

① （略）

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。

- 10）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

① （略）

（職場への出勤等）

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210617.pdf

④新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等に関する周知のお願い

新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力くださいませ誠にありがとうございます。令和3年6月17日に開催された新型コロナウイルス政府対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました（別紙1及び別紙2参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更し、今後の取組についても改めて決定されました（別紙3及び別紙4参照）。つきましては、いつもお手数おかけしまして大変恐縮でございますが、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくよう、会員企業の皆様への周知をお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

添付資料

【別紙1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210617.pdf

【別紙2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210617.pdf

【別紙3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年6月17日変更））

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210617.pdf

【別紙4】令和3年6月21日以降における取組（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030617

⑤職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）に関する周知のお願い

昨日の周知のお願いに引き続きとなりまして大変恐縮でございますが、もう1件周知のお願いでご連絡をさせていただきました。お手数でございますが、こちらについても会員企業様へのご周知のほど、何卒よろしくお願い致します。先般、「職場における積極的な検査等の実施手順」について周知させていただいたところですが、追ってお示しするとしていた内容（「初動対応における接触者」の特定に当たって具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等）に加えて、医療従事者が常駐していない場合であっても、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、本実施手順が別添のとおり改訂されましたのでお知らせさせていただきます。こちらの「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に基づき、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施していただくよう会員企業への周知をお願いいたします。

〈添付資料等〉

- ・ 職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）・・・添付①
- ・ 【別紙1】「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準・・・添付②
- ・ 【別紙2】感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf>
- ・ 【別紙3】抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書・・・添付③
- ・ 【別添4】医療用抗原簡易キットについて・・・添付④

〈以下、別添4の参考〉

- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス 抗原定性検査のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798073.pdf>
- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン〈理解度確認テスト〉
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798074.pdf>

2. 経済産業省金属課より【周知依頼】

①企業版ふるさと納税（内閣府）に関する周知のお願いについて

平素より内閣府行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度は当事務局が所管する「企業版ふるさと納税」の周知にご協力いただき、寄附事例の増加や様々な企業様からお問合せいただくなど周知広報の効果を実感しているところです。今年度も引き続き同制度の積極的な周知に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。早速ではございますが、今年度も同制度の活用促進を図るため、企業版ふるさと納税に関する「企業と地方公共団体とのマッチング会」を開催いたします。今回、「脱炭素社会の実現」「国土強靱化」「新型コロナウイルス感染症対策」の3つをメインテーマとして掲げ、地方公共団体の皆様から、企業版ふるさと納税を活用して進めたい取組を企業の皆様に対して発表いただくほか、希望する企業の皆様にも寄附したい事業イメージなどを発表いただきます。これをきっかけに企業と地方公共団体の皆様との連携を促進し、企業版ふるさと納税を活用した取組を一層推進できればと存じます。是非、御参加ください。

※開催案内やチラシは以下のサイトにも掲載しておりますので、ご参照ください

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/sdgs_bunkakai.html

また、貴協会が主催する会合等がございましたら、内閣府担当者が訪問（WEB対応も可）し、企業版ふるさと納税の制度説明をさせていただくことも可能です。そういった機会がございましたら、内閣府までご一報いただけますと幸いです。

-----以下、開催概要等-----

(1) 開催概要

- 日 時 : 令和3年7月15日（木）13:30～17:00
場 所 : ZOOMによるオンライン開催
参 加 者 : 地方公共団体20団体、企業20団体
※上記は、プレゼンテーション及び個別面談の参加定員数です。上回る申込みがあった際は、ご参加いただけない場合がございます。
※上記定員に関わらず、視聴のみのご参加も可能です。
メインテーマ : 「脱炭素社会の実現」「国土強靱化」「新型コロナウイルス感染症対策」
※その他の分野の事業でも参加可能です。

(2) プログラム（予定）

- 13:30 開会
13:33 内閣府制度説明
13:45 企業版ふるさと納税に関する取組発表
13:55 地方公共団体によるプレゼンテーション（3分×20団体）
14:55 休憩
15:00 企業によるプレゼンテーション（3分×10社）
15:30 休憩【視聴のみの場合はここ（15:30）まで】
15:40 個別面談（20分×3コマ）
17:00 閉会

(3) 申込方法

以下の申込フォームに必要事項をご入力の上、期日までにお申し込みください。

申込フォーム URL : <https://forms.office.com/r/fQvsbBnPuW>

申込締切：令和3年7月1日（木）

※視聴のみの場合は、締切後の申込も可能ですので、お問合せください。

(4) お問い合わせ

ご不明点、ご相談等ございましたら、以下連絡先へお気軽にご連絡ください。

(内閣府事業受託事業者) トップツアーズ株式会社 官公庁事業部 第2営業部

担当：坂本、大嶋、藤田 TEL：03-5348-3500 MAIL：furusato_kigyuu@tobutoptours.co.jp

②マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

=====

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添①）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の事業者へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態に鑑み、適宜修正いただい結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2) 市区町村では、市区町村の職員が会社等に赴いてカードの交付申請を受け付ける方式（出張申請受付方式）を実施しています。会員事業者に対して、出張申請受付の積極的な受入れに取り組みられるよう御依頼のほどお願いいたします。出張申請受付の詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。

3) 通知に当たっては、別添②「業界団体・個社におけるマイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例」、別添③「マイナンバーカードに関するFAQ」とあわせて、関連する以下のリーフレットの広報素材を事者に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について周知をして下さい。

- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_moshikomi.pdf

- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_a3.pdf

- ・リーフレット「こんなとき、あつてよかった！マイナンバーカード」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_yokatta_a3.pdf

4) 貴団体や会員企業等において、マイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例（出張申請、団体・個社をあげての取組、コンテンツ作成、機関誌等による周知）等がございましたら、周知を发出されている府省庁まで可能な範囲で情報を提供していただけますと幸いです。

5) 令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請も推奨しております。

6) 通知の発出は、できる限り速やかに実施していただければ幸いです。2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP※1で公開しています。なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります※2。貴団体の会員事業者に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。